

令和元年第8回玉名市農業委員会総会議事録

令和元年12月5日(木) 午後2時 玉名市民会館 第2会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	10番	田上 一	12番	中島 浩輔	13番	小川 信孝
14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏	17番	永田 眞一
18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

11番 福田 友明

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推5	小山 勝男	推6	森川 正志	推7	増本 龍雄	推8	岡村 栄一
推9	橘 一輝	推10	栗田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫
推13	徳井 勝美	推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推17	中山 一久
推19	平野 秀正						

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推16 井上 道明 推18 坂本 修

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	西川慶一郎	係長	竹森 明德	参事	松倉 司
主査	前田 稚子	主事	村上 寛子				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
第49号 農地法第4条の規定による許可申請について
第50号 農地法第5条の規定による許可申請について
第51号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第32号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)
第33号 農地の形状変更届について
第34号 許可不要転用届について
第35号 荒廃農地の非農地通知について
第36号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、ただいまから総会を開会します。

本日は農業員総数19名のうち、11番福田委員から欠席の届け出があっており、18名の御出席でございます。また、最適化推進委員総数19名のうち、16番井上推進委員、18番坂本推進委員から欠席の届け出があっており、17名の御出席であります。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから令和元年第8回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さん、改めましてこんにちは。総会前に30分ほど時間が経過いたしましたけれども、人・農地プランの名簿をもらうのはもらいましたけど、私は返事を出しておりましたけども、ちゃんと名前は載っておりました。今こっこのほうで話しましたが、広報で1日朝、昼、晩、朝、昼、晩とくどく流してみたらどうやて話もしましたですたい。一応考えますということでしたけど、これはいちいち回るのは大変ですもんね。実際行って。大きいところに順番にこう要所要所ぐらいは行けても、やっぱり名簿順にずっと回るなんていうのはちょっとこの師走で忙しいと思いますが、なかなか難しいと思いますけれども、できるだけ一つ御協力いただいてスムーズに行きますようによろしくをお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 遅くなりましたので、早速議事に入りたいと思います。着席をもって、進めさせていただきます。

それでは本日の議案は、議第48号より議第51号までの303件と、報告第32号より第36号までの110件が提案されております。どうぞ御慎重なる御審議よろしくをお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、18番堀田委員と19番村端委員をお願いいたします。

なお、発言の際には、委員番号と氏名、推進委員からの発言の場合は、推進委員番号と氏名を述べた上で発言をお願いいたします。また、採決の際の挙手につきましては、農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、早速議事に移ります。

議第48号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をよろしく願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。

議案1ページをお願いします。

議第48号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和元年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、横島町と山田の申請人で、横島町横島の田1,616㎡を労力不足と規模拡大のため賃貸借契約を設定するものです。議第48号2番と関連しております。

2番、横島町と山田の申請人で、天水町部田見の田3,479㎡を労力不足と規模拡大のため賃貸借契約を設定するものです。議第48号1番と関連しております。

3番、大浜町の申請人で、大浜町の田364㎡を労力不足と隣接地取得のため売買するものです。

2ページをお願いします。

4番、大浜町の申請人で、大浜町の田3,094㎡を労力不足と経営拡張のため賃貸借契約を設定するものです。

5番、大浜町の申請人で、大浜町の畑4,433㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。報告第32号3番と関連しております。

6番、大浜町の申請人で、大浜町の田2,860㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。

7番、青野の申請人で、青野の畑941㎡外4筆、計4,010㎡を親戚へ贈与するものです。報告第32号5番、6番と関連しております。

3ページをお願いします。

8番、所有者不在の財産管理人と玉名の申請人で、玉名の田978㎡外2筆、計2,936㎡を不在者所有持分45分の3の持分移転のため売買するものです。

9番、山田と上小田の申請人で、山田の田127㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

10番、東京都北区と玉名郡長洲町の申請人で、岱明町三崎の田2,016㎡を耕作不能と経営拡張のため売買するものです。

11番、岱明町の申請人で、岱明町大野下の畑313㎡外3筆、計2,521㎡を贈与するものです。

4ページをお願いします。

1 2 番、岱明町の申請人で、岱明町鍋の田 3 5 1 m²外 2 筆、計 2, 0 9 5 m²を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

1 3 番、横島町の申請人で、横島町横島の田 1, 4 8 5 m²を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。

1 4 番、鹿児島市と熊本市の申請人で、天水町尾田の樹園地 4 3 4 m²を労力不足と経営拡張のため賃貸借契約を設定するものです。

以上 1 4 件、合計 3 1, 4 7 0 m²につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し御提案しております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。それでは、受付番号 1 番から順に委員の説明をお願いいたします。

また、1 番、2 番、3 番と続けて発言の場合は、そのままよろしく願いいたします。

それでは、1 番からよろしく願いいたします。

○3 番（赤松繁之君） はい、3 番、赤松です。1 番と 2 番は借受人が同じ人ですので、1 番と 2 番一緒に説明させていただきます。

1 番の賃貸人は、兄弟だそうです。それと、2 番の賃貸人は親戚の方だそうです。機械は兄弟の方を使用して耕作するというので、住まいが団地だったからどうかと思ったんですけど、そういう要件だったので大丈夫だろうと思って、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうも、ありがとうございました。

今、1 番、2 番続けて説明をいただきました。

それでは、3 番お願いいたします。

○推 3 番（松本恒幸君） 推進委員 3 番、松本です。3 番から 6 番まで続けて御説明申し上げます。

3 番の案件ですけれども、譲渡人は労力不足、譲受人は隣接地取得ということで、許可相当と判断しておりますので、よろしく願いします。

それと 4 番の案件ですけれども、賃貸借の申請で貸人は労力不足、借人は経営拡張ということで、下限面積もクリアしておりますし、許可相当と判断しております。

次 5 番の案件ですけれども、譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということ

で、これも下限面積をクリアしておりますので、許可相当と判断します。

6番ですけれども、貸人と借人、親子関係でありまして、親の農業者年金受給のためということで申請されております。これも許可相当と判断いたしております。

どうか御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。3、4、5、6番と説明をいただきました。

それでは、7番をお願ひいたします。

○6番（縄田伊知郎君） 6番、縄田です。7番の件について説明します。

譲渡人と譲受人は親戚関係であり、譲受人の下限面積も満たしているのので許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、8番お願ひいたします。

○推8番（岡村栄一君） 推進委員8番の岡村です。

8番の案件について説明します。譲渡人と夫の母の兄弟で共有持分のある農地について、昔に外国へ出国して所在不明の共有者がいる。所有不明者の持分以外は、亡き夫に持分の所有権移転が済んでいたが、今回の譲受人が相続する際、不在者財産管理人を立てて譲受人へ残りの所有権持分を移転するものです。この農地は譲受人が耕作しており、下限面積も満たしておりますので、許可相当と思います。

よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、9番お願ひいたします。

○8番（船津和利君） 8番の船津です。9番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足と譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たしており売買という形となっておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番お願ひいたします。

○推10番（栗田 稔君） 推進委員10番、栗田です。

10番の案件については、東京都の方に確認いたしましたが、連絡が取れませんでした。ただ、譲受人は、下限面積は十分だと思いますけど、ちょっと不審な点がございまして、事務局にも確認いたしました。受付については事務局に答えてもらいたいと思います。

○事務局係長（竹森明德君） 事務局、竹森です。

今回、東京都の譲渡人と長洲町の譲受人で売買の所有権移転の申請がございました。申請についての要件については全て満たしておりましたので、今回の所有権

移転については申請を受け付けております。金額のほうは10万円ということで、岱明町三崎の所としては、若干安いかなどは思いましたけれども、譲渡人と譲受人の合意のため、今回受付をしているところです。

○推10番（栗田 稔君） ということで、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして11番お願ひいたします。

○推13番（徳井 勝美君） 推進委員13番、徳井です。

11番と12番の案件について説明します。譲渡人は4名の方がおられて、それぞれ話し合いの結果、贈与という形になったと聞いております。それで譲受人は今新規就農から3年ぐらいたって、今年からミニトマトも頑張っておられて、これからの農業をしていく有能な方でございます。

よろしくお願ひします。

それと、12番ですけれども、譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たしており許可相当と判断いたします。

よろしくお願ひします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、13番お願ひいたします。

○推15番（楯岡 秀昭君） 推進委員15番、楯岡です。

13番の件について説明いたします。貸人と借人は親子関係です。農業者年金の受給ということですので、問題ないと思われまますので、審議よろしくお願ひいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、14番お願ひいたします。

○推17番（中山一久君） 推進委員17番の中山です。

14番の議題について御説明します。貸人は鹿児島に単身赴任で労働力不足、借人は経営拡張で何ら問題ありません。

御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、1番から14番まで委員の説明が終わりました。何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第48号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願ひいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。異議がないものと認め、議第48号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第49号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。議第49号は、受付番号2番に始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 事務局、小山です。5ページをお願いいたします。

議第49号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和元年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が中の畑489㎡で、転用目的は共同住宅1棟です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が築地の田112㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い土地で、第2種農地と判断しほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上2件、合計601㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る12月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号1番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○推1番(水本信之君) 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明いたします。

場所は玉名高校西側700mぐらいです。事業目的は共同住宅建設。福岡県に居住しているために管理が行き届かず、土地を活かして将来の収入の安定化を図るために共同住宅建設をされるそうです。事業面積は489㎡、転用面積も489㎡です。木造2階建て床面積291.18㎡、給排水計画について、給水は公営水道、雨水、汚水、雑排水は公共下水道のみ排出します。西側の境界のL型ブロックを途中まで設置し、周囲にフェンスを設置するそうです。敷地は現在の高さで利用するために切盛りはしない。区画されているので土地の土砂の流出もない。現地調査の結果何ら問題なく、本件については許可相当と判断いたします。審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局より受付番号2番につきまして、始末書を朗読していただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局参事（松倉 司君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局より受付番号2番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

引き続き、受付番号2番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○3番（赤松繁之君） はい、3番赤松です。2番の案件について御説明いたします。

申請人は事務局の説明どおり、以前から駐車場として利用していたが、無断転用ということで、それを改めるための申請です。場所は玉名バイパス北側で四十九池神社の南、5,60mぐらいのところ。駐車台数は5台分で、駐車場のため給排水はなく雨水は自然浸透だそうです。周りは申請人の土地で周辺への影響はなく、現地調査の結果許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

委員の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第49号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第49号については、許可することに決定いたしました。

○議長（永田知博君） 次に、議第50号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。6ページをお願いします。

議第50号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和元年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が秋丸の田1,437㎡外1筆、計2,050㎡で、転用目的は宅地分譲7区画です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が立願寺の畑213㎡で、転用目的は植林です。農地区分は、都

市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の田129㎡で、転用目的は通路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

7ページをお願いします。

4番、申請物件が築地の畑532㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が築地の田520㎡外1筆、計1,156㎡で、転用目的は診療所です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が築地の田552㎡外1筆、計1,162㎡で、転用目的は調剤薬局です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

7番、申請物件が山田の田176㎡で、転用目的は建売住宅1戸です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

8番、申請物件が中尾の田356㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

8ページをお願いします。

9番、申請物件が伊倉南方の畑89㎡で、転用目的は中古車展示場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が大倉の畑311㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

11番、申請物件が岱明町山下の畑313㎡で、転用目的は特定建築条件付売買予定地です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

12番、申請物件が岱明町高道の畑55㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

13番、申請物件が岱明町浜田の畑2,040㎡で、転用目的は貸家7戸です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。報告第32号17番と関連しております。

9ページをお願いします。

14番、申請物件が岱明町下沖洲の畑146㎡外3筆、計352㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

15番、申請物件が岱明町扇崎の畑442㎡外1筆、計447.89㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

16番、申請物件が天水町部田見の田1,009㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上15件、合計10,390.89㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る12月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。それでは、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番と2番の案件について御説明いたします。

1番についての案件は、事業目的は宅地分譲7区画、事業面積は2筆で2,050㎡。申請地は南側、北と西側が道路で北側は水路、東側は田で囲まれている。南側道路との高さが1mぐらい低く、北側、西側、東側はコンクリート擁壁を設置し、土砂の流出を防いで造成する。給水計画は共有道路に枝管を設置し、南側道路に設置してある上下水道に接続する。雨水、汚水、生活雑排水は南側道路に設置してある下水道管に接続する。雨水は共有道路に側溝を設置し、南側道路にある側溝に放流する。現地調査の結果、問題なく、本件については許可相当と判断いたします。

次に、2番目の案件について御説明いたします。

場所は疋野神社西側400mぐらい。事業目的は、クヌギの植林。事業面積は213㎡、クヌギ21本を2.5mから3m間隔で植林し、シイタケの生産農家にクヌギを販売する。植林が目的のために建築物の設置や耕作物は設置しない。

現地調査の結果、本件については許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、3番お願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 農業委員3番の赤松です。3番から8番まで御説明いたします。

まず、3番の案件について、申請人は自分の土地への進入路がないために通路を作るための申請で、場所が築山小学校の南200mぐらいのところでは、東側は境川で、西側は市道、北側は農地と南側は宅地です。通路ですから給排水はなく、雨水は自然浸透で周りには農地なく、影響もないということで現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、4番の案件について説明をいたします。申請人は、両親が経営する会社の近くで小中学校へ近いところで、かつ母親の所有地であるということで、現地に個人住宅をとの思いで申請です。場所は築山小学校の北西250mぐらいのところ、玉名バイパスのすぐ南です。東側と南側は住宅地、北側は玉名バイパス、西側は里道です。周りをL型擁壁とブロックで囲み、土砂の流出を防いで造成するそうです。建物は木造瓦葺の2階建てを建設予定だそうです。給排水は公共の上水道を利用し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽を埋設し、浄化水を北川水路へ放流、雨水も雨水桝を設置し、自然浸透を図りオーバー分を北側水路へ放流、周りに農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、5番に移ります。申請人は医師で診療所建設のための申請です。場所は築山小学校の西南西300mぐらいのところ、3方は市道が通り、北側は譲渡人の水田で周りを間知ブロックで囲み、建物は木造2階建て226.59㎡と駐車場だそうです。盛土で造成し、土砂の流出を防ぐそうです。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は駐車場の中央にU字溝を埋設し、これに集水して南側の市道側溝へ接続放流、北側の農地は譲渡人の土地で了解済みということで、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、6番に移ります。申請人は薬局経営で東側の小児科医院の調剤薬局を開設するための申請です。場所は5番の医院の西隣になります。北側と西側は宅地で、造成は北側をL型擁壁で囲んで盛土をして、建物は木造2階の60.03㎡の駐車場だそうです。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は東側医院の駐車場のU字溝と同じく集水して、南側の市道側溝へ放流ということで、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、7番の案件です。申請人は建築工事業で建売住宅1戸分の申請です。場所は築山小学校の北東300mぐらいのところ、東に市道が通り、西側に境川、北と南に農地に挟まれたところです。造成は周りをL型擁壁で囲んで土砂の流出を防ぎながら、盛土をするそうです。建物は木造2階建て1棟と駐車場だそうです。給排水は市道内の上下水道を利用し、雨水は雨水桝を設置し、市道側溝へ接続放流ということで、南北の地主には説明して了解済みということで、現地調査の

結果、許可相当と思います。

続きまして、8番の案件です。申請人は借家住まいで子どもが大きくなり手狭になったために、祖父所有の土地を借りて個人住宅を建設するための申請です。場所は玉名中学校の西南西200mくらいのところで、北側を市道が通り、東と西側は宅地、南側は祖父の所有地です。造成は周りをブロックで囲み土砂の流出を防ぎ、盛土で行うそうです。建物は木造平屋建て、給排水は市道内の上下水道を利用し、雨水は宅地内に自然浸透枡を設置し、オーバー分は横の水路へ接続放流、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

3番から8番までただいま説明をいただきました。

それでは、9番お願いいたします。

○5番（浦谷 幸司君） 5番、浦谷です。

9番の案件について御説明いたします。9番の譲受人は自動車整備工場を行なっておられまして、この度、展示場をやりたいということでの申請でございます。元々水田のところでございましたが、バイパスの建設によって残地として残っておった面積89㎡を今回展示場という形で申請されております。一応、5台分の車を展示するというところでございます。展示場でございますので、一応給排水はありません。また、申請地はバラス敷ということで雨水は地下浸透ということでございます。また、周りは住宅及び倉庫等でございますので、農地にいろんな影響はないということでございます。少しバラスを入れて整地するというところでございますので、バラスの流出がないようにということで一応現地調査をいたしまして、申請の場所を見てそれだけを指導しております。現地調査の結果、許可相当ということで思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番お願いいたします。

○6番（縄田伊知郎君） 6番、縄田です。10番の件について説明いたします。

申請人は会社員で現在植木町のアパートに住んでいらっしゃいますが、お子様が生まれて手狭になったため、実家と職場の中間地点にある当該地に決めて、個人住宅を建設の計画です。場所は208号線から大倉団地に入った20mぐらいのところです。西側は市道に接地し、北側と南は宅地に挟まれた場所です。給水計画は公共上下水道に接続し、雨水に関しまして家の周囲に設置された15カ所の雨水枡から西側市道に設置された側溝に接続するそうです。生活排水、汚水については、5人分の合併浄化槽を設置し、同じく西側側溝に排水の処理になります。住宅の周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂の流出を防止するとのことです。現地調査の

結果何ら問題なく許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番お願いいたします。

○推12番（西分 幸夫君） 推進委員12番、西分です。11番の案件について御説明いたします。

譲受人は8月の総会において認可されました個人住宅建設用地の譲渡人と同一人物です。譲渡場所は8月総会において認可をされた場所に接続するすぐ東側です。譲受人の転用目的は建築条件付売買予定地1戸ということで、本総会において認可をされましたならば所有権移転登記後、来年の1月から4月の間に造成工事をして、来年の4月から販売を開始する予定です。令和5年の12月までに販売が成立しなかった場合は、譲渡場所に譲受人が令和6年の12月までに建売住宅1戸を建設して、建売住宅として販売を開始するという事になっております。現地調査の結果、上下水道はすぐ整備をされておりますし、周囲の農地へ迷惑を及ぼす点も見当たりませんので許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番お願いいたします。

○12番（中島 浩輔君） 農業委員12番の中島です。12番、13番の案件について説明いたします。

まず12番の案件について説明いたします。使用借人の嫁は使用貸人の娘さんで親子関係です。個人住宅の予定地はもともと宅地ということで424㎡ありますが、隣接する市道との中間に2.5m幅の道路に沿って約20mぐらい、今回の申請の55㎡の農地を申請されております。理由としては、車の進入などでどうしても鋭角の形になっていきますので、スムーズに進入しやすいようにと当駐車場とか子どもたちの遊び場として細長くてどうにも農業がしにくいということ。もう兼ねてこの際建てられるときに一緒に宅地として利用したいということです。建物は木造の2階建てです。北側と東側にはブロック2段を設置し、南側は使用貸人の住まいで西側には市道があります。ここは全面平地で土も流出はありません。上水及び下水ともに市道の上下水道に接続され利用するという計画です。雨水は自然浸透を図り、浸透枳を設置しましてオーバーフローのものは市道の側溝に流されます。

引き続きまして、13番の案件について説明いたします。目的は貸家ということで木造の平屋7戸を建築される計画です。場所は岱明中学校が市道を挟んで反対側にあります。約500mぐらいに高道小学校もちょっと近くにある。ここはその市道より2mほど高い畑です。北側には町の商工会館があり、東側には農地、南側は住宅と果樹みかんを栽培されておられるところ。西側を除いたほかはここもま

た平地で土砂の流出はありません。西側の市道より2カ所の進入路を計画され、中央の共同で使用する通路に接続し、車の通りをよくするという計画にされております。その西側の進入路に対しての畦畔にはコンクリートの擁壁を施すそうです。上水、下水は7戸も同じく共同の道路に沿って市道の上水、下水に接続し、利用されるそうです。雨水もまた同じように市道脇の側溝に排出されます。

12番、13番審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、14番をお願いいたします。

○13番（小川信孝君） 13番、農業委員小川です。14番と15番の件について御説明いたします。

14番の譲渡人と譲受人がお孫さんと祖父の関係に当たります。敷地内の1筆は小売りをされて個人住宅を建築する予定だそうです。土地の南側はちょっと低くなっておりますので、盛土して南側のブロックを1段ずつ積んで土砂の流出がないようにするそうです。下水道関係につきましては、町の配管がきておりますので、接続して、雨水に関しては集水枡を設置してする予定だそうです。周りとも話し合っ

て迷惑にないように建てるということですので、審議よろしく申し上げます。

15番の件について説明します。敷地面積109㎡で、敷地はそのまま建築し、南側が土手、東側がちょっと高くなっておりまして、土砂の流水する可能性はないため、その土地のままで設置するそうです。この譲受人の方は今、会社員でアパートに住んでおられるために個人住宅を建築するそうです。それと、下水等は市の下水枡に接続、雨水については雨水枡を設置して排水するそうです。

以上、審議よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

最後に、16番をお願いします。

○17番（永田眞一君） 農業委員17番、永田です。16番の案件について説明いたします。

申請人は建設業を営業しているため利便性を考慮して、住宅と作業場、事務所の西側の隣接する当該地を資材置場としての申請です。給排水計画は資材置場のため給排水設備は不要です。雨水は地下浸透する。被害防除計画、南側市道より1mほど盛土、造成工事をする。敷地境界付近を囲いや土嚢などで土砂流出ないように努める。近隣の農地に影響はありません。現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま委員の説明が終わりました。1番から16番まで延々と御苦勞様でした。

それでは、ただいまの件につきまして御意見、御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。議第50号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第50号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第51号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。10ページをお願いいたします。

議第51号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和元年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

11ページから12ページの総括表、13ページから34ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が3件6,027㎡、利用権設定が268件985,320㎡、合計271件、991,347㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より議第51号農用地利用集積計画の決定について、説明が終わりました。何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。議第51号農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。異議がないものと認め議第51号については原案どおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報告

○議長（永田知博君） 次に報告第32号、第33号、第34号、第35号及び第36号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。35ページをお願いいたします。

報告第32号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和元年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回35ページから40ページまでの24件、合計52,785㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、41ページをお願いいたします。

報告第33号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和元年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、1,324㎡の届出を受理しております。

42ページをお願いします。

報告第34号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和元年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

農業用倉庫とする届出を受理しております。

43ページをお願いします。

報告第35号、荒廃農地の非農地通知について。下記の土地は、現況山林により、農地法第2条に規定する農地ではないことを通知したので報告します。令和元年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回43ページから47ページまでの82筆、計108,462㎡を農地に該当しないと判断し、所有者へ文書照会を行い非農地化に同意する旨の回答をいただきましたので、非農地通知を所有者、国、県、市の関係機関、法務局、農地担い手支援課、税務課、農地整備課、農林水産政策課、土地改良区に送付しました。

48ページをお願いします。

報告第36号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出がありましたので、報告します。令和元年12月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、平成28年11月7日及び平成30年8月21日に転用許可いたしました2件4,549㎡について、記載されている利用により返納届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま報告第32号から第36号までの説明が終わりました。皆さんより何か

御意見、御質問などはございませんでしょうか。はい、どうぞ。平野委員。

○推 19 番（平野秀正君） 推進委員番号 19 番、平野です。

非農地化について、これを山林にした場合に、結局固定資産とかそういう税金面はどれくらいの差が出てくるのでしょうか。何%ぐらい出てくるのかなと思ひまして。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。

課税につきましては、農地と山林は違ひまして、変化は出てきます。ただし、その税額につきましては、こちらでは把握はできません。従ひまして、その率ですよね。何%の下落とか上昇とかということはこちらでは判定はできません。

○推 19 番（平野秀正君） 質問があるとき、普通私たちもみかん山のところで荒廢地が多くなっておりますけれども、非農地化すると固定資産がどれくらい安くなるかとよく聞かれるんですね。その場合金額はその土地土地の評価によって違ふという話は聞いているんですけれども。すみません、これは 1 回尋ねたんですけれども、農地の場合評価額の 4%か 7%で聞いたんですけども、それがどれくらい何%まで落ちるのかで、金額じゃなくて%というのは土地土地で%は変わらないと思うんですよ。金額はもちろん評価によって違ひますけども、%というのはここに山林といっぱい書いてありますけれども、手続きをするにもある程度経費がかかります。ですから、そこ経費をかけても結局固定資産が安くなるにはどれくらいの%まで下がって、将来的にはずっとそれ経過していくなら大分下がったな、あるいは出てくるのかというの質問されるもので、すみませんけど%が分かって、それともう一つ。この手続きをするのは一度説明を聞いたんですけども、法務局行って手続きをする。そのとき法務局に行って手続きする金額ともどれくらいかなと思ひまして。1 筆いくらか、分かればお願いします。

○事務局長次長（西川慶一郎君） 事務局次長の西川です。

非農地通知を市の農業委員会から土地の所有者等に送付します。そして、その土地所有者の方は登記申請書を添えて法務局なんですけれども、そちらにあわせて登記申請書と非農地通知書を出していただくと、その登録免許税はかかりません。つまり無料ということになります。ただ、この場合は土地所有者が申請する必要がありまして、あとは土地家屋調査士さん等をお願いする場合はその報酬等が必要になってまいります。以上です。

○推 19 番（平野秀正君） 山林と農地の場合、%は。

○事務局長次長（西川慶一郎君） その件につきましては、税務課のほうで確認しまして平野委員さんのほうに御回答いたします。

○議長（永田知博君） よろしいですか。ほかにはございませんでしょうか。ほかにな

いようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

5. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。その他、何か。はい、どうぞ。

○主事（村上寛子君） お疲れ様でした。事務局の村上です。

お知らせが二つあります。配布書類のほうにも記載してあるんですけども、一つ目が令和2年度新年賀詞交換会についてなんですけど、令和2年1月6日午前11時からこの玉名市民会館で行われます。例年通り会費につきましては互助会費より支出させていただきます。出席の必要はありませんので、後日賀詞交換会名簿を配布します。

二つ目が農業委員会ブロック別委員研修会についてです。本日2枚のホッチキス止めの文書でもお配りしていますけれども、今年が令和2年1月15日午後から合志市のヴィーブルで開催されます。今回も貸切バスで乗り合わせていきますので、12時15分に菊池川河川敷駐車場、集合出発をお願いします。昼食の弁当などは用意してないので、済ませてお越しいただくか、バスの中で取られるようお願いいたします。やむを得ず欠席される場合、必ず12月20日の金曜日までに事務局まで御連絡ください。よろしく申し上げます。私からは以上です。

○事務局長（小山 博君） それと、あと連絡で今日の最後の下のほうにお知らせしてあります、農業委員の年に1回行っております先進地視察研修の件です。今年度は来年2月20日と21日の2日間、1泊2日で宮崎県綾町の農業委員会のほうを視察研修を計画しております。それでちょうど去年1年前と同じ2月の3週目の開催ということになります。宮崎県綾町というところが1970年代ですので、もう40年ぐらい有機農業を打ち出されて、自然生態系農業ということで取り組みをされとって、去年8月ですけど、全国農業新聞にも紹介をされておりました。そちらのほうをちょっとお願いしたところ、受け入れていただけるということになりましたので、ただいま計画をしております。今日のところではっきりしているのがその日にち、令和2年2月20日木曜、21日金曜日の1泊2日。初日の2月20日に綾町農業委員会を視察し、翌21日、また宮崎県内の農業施設関係のどこかを視察をしようというところで、ただいま調整中でありまして。宿泊は綾町は割と宮崎市にもまあまあ隣接的な距離でもあるということで、宮崎市内での宿泊を予定しております。それで次回1月5日の総会ときは、予定表とか日程表、スケジュール等はお示しできると思いますので、そのとき資料でお出しするようにしておりますので、本日のところは開催の日程のお知らせのみとさせていただきますので、どうぞ日程調整のほうよろしく申し上げます。以上です。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局の説明にありましたように視察研修の折は、全員参加
でお願いいたします。それでは、今日の令和元年最後の第8回農業委員会総会を閉
会いたします。

どうもお疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時50分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和元年12月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 堀田 昌子

農 業 委 員 村端 一弘